

## 第 22 回接続委員会 議事概要

日時 平成 24 年 2 月 16 日（木）10：00～  
場所 総務省 10 階 総務省第 1 会議室  
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、  
関口委員、藤原委員  
事務局 桜井総合通信基盤局長、  
(総務省) 原口電気通信事業部長、  
安藤総務課長、  
古市事業政策課長、  
二宮料金サービス課長、  
大村料金サービス課企画官、  
安東料金サービス課課長補佐

### 【議事要旨】

#### 加入光ファイバ接続料の算定に関する検討について

- 総務省から資料説明が行われた後、自由討議が行われた。

### 【主な発言等】

東海主査：これまでの議論においては、分岐単位接続料の設定方式として想定されるケースについて、注意深く、様々な方向に目を配って検討を進めてきたが、そろそろ議論を収斂の方向に向けなければならないと考えている。まずは、光配線区画の見直しについてご議論頂きたい。光配線区画の整備については、2、3年の時間を要するという見通しが示されているため、これをもってすぐさま競争市場の活性化が達成されるとすることは困難であるが、この方向での整備については期待をしておきたい。光配線区画についての N T T に対する質問への回答が資料にまとめられているが、まずはこれについてご質問があればご発言頂きたい。

相田委員：質問というよりも要望であるが、光配線区画の見直しに要するシステム開発については、クラウドサービス等を使用して安く、早く構築するようにして欲しい。もちろん、セキュリティ等の問題もあるかとは思いますが、銀行等においてもシステムにクラウドを導入した事例はあると聞いており、そういった事例を参考にしたい。

東海主査：貴重なご指摘であり、事務局より N T T に伝えて頂きたい。

関口委員：資料 6 ページにおいて、トライアルを経て他事業者向けに統合された光配線区画を利用する場合、トライアル参加事業者を募集したものの利用意向がない場合、N T T と同一の光配線区画を利用する場合の 3 つの流れが

示されているが、これらは仕上がりにおいてそれほど違ってくるものなのか。また、費用についても負担の割合が違ってくることになるが、この点について感覚的なものだけでも教えて欲しい。最後に、光配線区画の見直しは他事業者向けに統合されたものとNTTと同一のものの二種類を併存させ、各事業者がどちらを利用するかを選択するという形となっているが、システム開発費が事業者負担とされている中で、この選択肢は本当に実現可能なものとなりうるのかというのが少々気になる。

東海主査：3つご指摘を頂いたが、現在の段階で事務局として分かることがあればお答え頂きたい。

事務局：現時点で分かる範囲ということでお答えしたい。1点目については、他事業者がどのようなエリアでどの程度の1光配線区画当たり世帯数を希望するかといった要望を集めていき、要望のあった地域の一部でトライアルを行いつつ、それらを踏まえて具体的な検討を行った上で整備を行うという形になると想定される。他方、NTTと同一の光配線区画については、資料5ページで紹介しているように、全国の光配線区画をそれぞれ検討した上で可能な整備を行う形となる。このような進め方を踏まえると、定性的に見ても仕上がりが変わってくるものと考えられる。費用に関しては要望の多寡によって変わってくるため、現時点では具体的なことは分からない。3点目については、新たな配線区画の活用により節減できる費用に加え、システム改修などの費用や開通の納期がどの程度延びるかといった点を考慮して受け入れの可能性について考えていくということになるかと思われる。これ以上の詳細については、現時点では分かりかねる部分もあるため、NTTにも確認していきたい。

関口委員：他事業者向け光配線区画の統合について、トライアル参加の手が挙げられたところから順番に見直していくという形になるのか、そのあたりの順位付けについて、今後の検討項目として挙げて頂ければと思う。

東海主査：光配線区画の見直しについては、時間軸とコスト等を含めた具体的なイメージが大変気になるところであるので、委員からのご質問については、可能な範囲で情報を収集頂き、開示して頂きたい。

藤原委員：光配線区画の見直しに伴うシステム開発については、トライアル全体に必要なものと、個別のケースに対応するためのものがあるとともに、個別のケースに対応するためのシステムが開発を重ねるにつれて標準化されてゆくという風に流動的なものであるというイメージを持っているが、そのような理解で良いか。

事務局：ご理解のとおり、事業者の要望を踏まえてシステムを開発する過程で事例を蓄積し、それらの事例を最終的なシステムの仕様策定の参考にする

いう流れになると想定している。

藤原委員：そうであれば、システム開発のコスト負担を事業者ごとにどう割り振るかという点に難しさがあるかもしれないように思われる。

東海主査：資料37ページには、議論の進め方について、光配線区画の見直しによる競争阻害要因の緩和をある程度先の方に想定したうえで、そこに至るまでの1年目、2年目、3年目の具体的な姿を議論するという姿勢が示されているが、この点についてご意見はあるか（委員から特段の発言なし）。

東海主査：特に異論もないようなので、このような姿勢を頭に入れながら、分岐単位接続料の問題について具体的な議論を進めたい。本日は新たにOSU共用の範囲内で考えられるケースについての検討を資料に示して頂いた。そして、資料30ページ、31ページにはこれまで議論してきたケースを鳥瞰した図が示されている。

相田委員：FTTHとDSLの料金が必ずしも対応している必要はなく、資料32ページ以降の議論は理屈が通っていないと感じる。また、33ページの計算方法についても、1芯当たり1ユーザから8ユーザまでの場合が均等に存在するという根拠はなく、理屈が通っていないように思われる。仕上りの面でも、1年目にこれほど大きく下げってしまうと逆に3年目の支払額が大きくなりすぎるのではないかという懸念もある。どの程度の割引率が適当かという点については、接続事業者に対して実際にどの程度であれば利用する意向があるかヒアリングしてみた方が良いのではないか。また、31ページの図において、利用可能範囲についての検討の必要性をエントリーメニュー案や組み合わせ案①、組み合わせ案②に限って行っているのはどういった理由によるものか。

事務局：資料31ページについては、前回の委員会においてエントリーメニュー案の利用可能範囲についてさらに議論を深めることが必要という議論がなされたことを踏まえ、検討を行っているもの。GC接続類似機能等のOSU共用についてはまだ解決されるべき一定の課題が残っており、これらの課題についてご検討頂いた上で実現可能性が見込める状況になった場合には、その利用可能範囲に関する議論に移ることになるかと考えられるものの、現時点においては利用可能範囲についての検討を行うまでには至っていないものと認識している。

東海主査：これまでの議論で提示された案のうち今回の資料における利用可能範囲の検討に取り上げられていない案については、実現に向けて解決すべき課題を踏まえると、現時点においては実現可能な案として想定することが難しいという流れがこれまでの議論にあり、実現可能性はかなり薄くなってきているものと認識している。これらの案について具体的可能性があるという

ご意見があればご指摘いただきたい。

酒井主査代理：分岐単位接続料については、NTT側にも実現方式の案はあったものの、接続事業者の提案が実現できるかについては技術的な課題があり、また、コストも大きくなりすぎるため、早期に結論を出すという意味では料金面を工夫したほうが早いという意味であると理解している。

東海主査：資料31ページの表において、コンソーシアム方式について「現時点でも利用可能」とあるが、これは利用可能ではあるが現実には利用実績がなかったという理解で良いか。

事務局：ご指摘のとおり、利用可能ではあるが接続事業者から利用の要望が出ていなかったもの。コンソーシアム方式については、NTTと代表幹事の1対1の支払関係となり、代表幹事の後ろに他事業者が存在する形となるが、利用の申込の際に代表幹事が全ての手続きを行う必要があるのかといった点について課題がある。なお、昨年3月の加入光ファイバ接続料を認可した際に、コンソーシアム方式について利用の円滑化に向けた取組を行うことを認可の条件として付している。

東海主査：これまでも接続約款上はコンソーシアム方式が可能であったものの、円滑な利用のための具体的な制度作りができておらず、実際の利用にあたっては、今後細かい部分の整理が必要になってくるという理解で良いか。

事務局：事業者間で細かい部分が整理されれば、円滑な利用が可能になる。

東海主査：そのような意味では、コンソーシアム方式は1つの案として残しておいて良いかと思うが、今回の問題に対する解決策としてコンソーシアム方式が1つだけ残るとすることは考えにくいのか。

事務局：資料の31ページにおいては、多様な選択肢を提示するという意味で5つの案を挙げているが、これらのうちのどれを選ぶかは事業者間のビジネスモデルによって決まってくるものであると考える。

東海主査：光配線区画の見直しが完了するまでの間に前向きな展開を図るための方策としては複数案が残るものの、どれでもいいというわけではなく、このようなやり方をとれるのはある限定された領域においてであるというようなことを議論すればよいという方向であると理解している。

藤原委員：接続委員会におけるこれまでの議論の流れについては、東海主査から先程ご発言があったとおりに思う。コンソーシアム方式については、資料を見る限りでは、コンソーシアムを組む相手を探すのが難しく、なかなか実現は難しいのではないか。

関口委員：議論の全体の流れについては、藤原委員と同様、東海主査から先程ご発言頂いたとおりで間違っていないと思う。コンソーシアム方式については、藤原委員からもご指摘があったように、実際にコンソーシアムを組むに

当たっては資料23ページに示された複数の条件を満たす必要があり、実現可能性は低いのではないと思われる。とはいえ、コンソーシアム方式は接続料メニュー上は既に実施可能であり、現時点において選択肢から外す必要はないと思われる。

東海主査：先程の相田先生のご指摘の前段についても整理をお願いしたい。

事務局：現実には1芯当たりのユーザ数が0ユーザから8ユーザに散らばっているかという点については、既にシェアドアクセスで接続しているKDDIの事例を見ても、地域によっては局外スプリッタが8ユーザまで埋まりつつあるという例もあり、実際にも散らばりがあると考えられる。資料の32ページから35ページで行っている計算は理論値であるが、現実のシェアドアクセスの利用状況においても、1芯当たり8ユーザまでそれぞれのケースが存在すると考えられる。

相田委員：接続委員会として妥当な計算式として提示するには、今回資料において提示された計算式は根拠が薄いように思われる。また、この計算式によって算出された割引率が実際に利用する事業者にとって適当な接続料となるかという問題もある。ただ、申請者であるNTTが料金設定をする場合にその妥当性を接続委員会において判断するための参考としてであれば意味があると思われる。

事務局：本日ご提示した数値は、前回の議論においてエントリーメニューにおける初年度の割引幅の具体的な大きさについてご指摘を受けたことに対応して、議論の材料として提示したもの。また、資料にもあるとおり、設備競争とサービス競争のバランスを取りながらも多様な事業者が参入するための選択肢を用意するという観点を念頭に、料金の算定方法を考えたもの。参入阻害要因について、配線ブロックの拡大によって解決される部分の他に1芯料金の水準による参入の難しさもあると考えられるため、超過コストという概念を特定した上で超過コスト相当の部分を1芯単位料金から引くというエントリーメニュー料金の作り方に関する考え方を提示している。

東海主査：接続委員会ではこれまでも事業者のご意見を聞きながら議論を進めてきたところ。相田委員からもご指摘があった、エントリーメニューの設定方法が事業者の参入へのインセンティブという観点から見てどうかという点についても、事業者からご意見を頂けるようであれば頂きたい。

関口委員：エントリーメニューの対象としては比較的狭いエリアで展開しているDSL事業者等が想定されることから、シェアドアクセスの料金とドライカップの料金を比較するという考え方には一定の意味があるように思われる。その意味で、資料32ページに示されているのは、現状においてシェアドアクセスで1芯当たり3.1ユーザを獲得できないとDSL事業者にとっては

ドライカップと同等な採算ベースに乗ってこないということであると思う。33ページにおける1年以内に超過コストがすべて消えてしまうという仮定にはやや無理があるかもしれないが、3.1ユーザを獲得するまでの期間についてはドライカップとの比較において払い過ぎであるという考え方は妥当であると思う。また、資料にあるように1年目で20%割り引いたとすると、主端末回線の1芯単位接続料はおよそ2,400円となることから、ドライカップを1,000円として概算するとおよそ2.4ユーザでドライカップと同等の負担となることになり、これによって需要の増加が期待できるとともに、1芯単位接続料自体が低廉化傾向にあることから、後年度においても料金水準を引き上げることなく料金を回収できるというものであると理解している。そのため、3年目の値上げに耐えられず利用が進まないということにはなりにくいのではないかと考えており、事務局案には積極的な賛意を示したい。

東海主査：関口委員のご発言の趣旨は皆様も理解しておられるかと思う。しかし、具体的な実現可能性を考えるためには、初年度の料金の下げ方について、各条件の振れ幅を想定し、それによって結果がどのように変化するか、もう少し分析してみる必要があるのではないか。

相田委員：ルーラルエリアについては、自治体等が設置した光ファイバをNTTがIRUによって借りてサービスを提供しているケースも多いが、このようなエリアで事業を展開する地域系DSL事業者については、今回のエントリーメニューの導入に関わらず参入促進の効果が及ばないという点も念頭に置いて頂きたい。

事務局：資料36ページにエントリーメニューの想定される適用地域を挙げているが、IRU地域がこれらの外側に存在するのは事実。このほか、分岐単位接続料の適否とは別の枠組みになるが、ブロードバンド普及促進に係る基盤整備については、総務省としても一定の支援を行っているところであり、電気通信政策全体の枠組みの中で考えていく部分もあるかと考えている。

関口委員：3年目の1芯単位接続料が下がることを見込んで議論をしているが、実際にどの程度下がるかは未知数であり、3年目の需要がどの程度伸びるかについてももう少し検討したほうが説得力が増すかもしれない。

東海主査：結局は1年目の割引の幅が議論の対象となっていると思う。その点をどのように設定するかについては色々な考え方があるため、割引幅がどの程度の範囲に収まるかということであると思う。

相田委員：実際にDSLからFTTHに乗り換えようとする場合、ダークファイバだけでなくOSUのコストも関わってくるため、単にダークファイバとドライカップのコストを比較するだけでは済まないことにも留意が必要。ま

た、これまでの実態においてはF T T Hのユーザは料金の安い事業者に次々と乗り換えていく傾向があり、ユーザを3年間引き留めておくのは難しいことや、光ファイバはドライカップよりもサービスの品質が高い以上、必ずしも同等の料金である必要はないという考え方にも留意が必要。このような点を踏まえた上で、どの程度の割引幅であれば事業者にとって利用へのインセンティブのある料金水準になるか、今すぐには実感が掴めないところがある。以上のような点について可能な限りデータを揃えた上で、事業者にも質問して頂ければと思う。

東海主査：相田委員からもご発言があったように、ここで議論した案を導入するに当たっては、競争市場の活性化という観点からの効果について見極めていく必要がある。そのためには、分析や議論が必要であるとともに、事業者の声もできる限り聞いていきたい。

事務局：本日委員から頂いたご指摘には、OSU等のコストを考慮すると1年目の割引幅をより大きくする必要がありうるという方向と、3年目の負担を考慮すると1年目の割引幅はある程度制約されてくるという方向の両方の要素が含まれているものと理解している。事業者の意見も聞きつつ、とりまとめを行って参りたい。

東海主査：次回の会合においては、これまでの議論に濃淡を付けた形で方向付けを行うという理解で良いか。

事務局：そのようにお考え頂ければと思う。

以上